

教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和5年8月29日
開会時刻	午前11時18分
閉会時刻	午後0時09分
出席委員名	◎藤原清史 ○辻 孝記 宮崎 誠 中村 功
	楠木宏彦 福井輝夫 吉岡勝裕
	品川 幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）の改定について
	2 プラスチック製品の分別回収について
	3 公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について
	4 第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について
	5 伊勢やすらぎ公園について《報告案件》
	6 所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長、ごみ減量課長
	情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課長
	その他関係参与

協議経過

藤原委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）の改定について」外4件についての説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

次に、「所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を協議し、12月定例会までに5事業程度を選定し、実施することとした。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時18分

◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

【伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）の改定について】

◎藤原清史委員長

それでは、「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）の改定について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長。

●岡教育長

本日は、お忙しいところ教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）の改定について」のほか報告案件も含めまして全部で5件でございます。それでは、担当より説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

◎藤原清史委員長

環境課長。

●山本環境課長

それでは、「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）の改定について」御説明申し上げます。

本計画につきましては、令和2年9月1日に教育民生委員協議会におきまして御協議いただいたもので、その一部を変更しようとするものでございます。

資料1を御覧ください。「1 現行計画について」でございます。一般廃棄物（し尿等）収集運搬業等事業者は、本市の下水道の普及により大きな影響を受けてきました。その影響への対処は、これらの業務に携わる事業者の経営努力を基本としますが、本市は、その経営に与える影響に対しまして支援策を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿等）収集運搬業等事業者の業務の安定を保持するため策定するものでございます。

次に、（2）支援内容でございます。旧伊勢市地域においては、下水道供用開始前に5万6,034キロリットルあった処理量を基準処理量として定めており、現行の下水道整備計画終了時点には2万800キロリットルになると見込まれることから、基準処理量から減少量3万5,234キロリットルを支援相当量として、資源物及び燃えるごみの収集運搬業務の支援を行っているところでございます。

（3）支援業務提供期間につきましては、業務ごとに5年間を基本とし、最長10年間を目安に事業者と調整しております。継続中の支援業務の終了時期につきましては、提供する業務内容、業務の以後の実施等について勘案し、調整することとしております。

次に、「2 計画の改定について」でございます。第三期計画に引き続き、現行の下水道整備計画終了時を踏まえた支援を行うことで、事業者の経営基盤を強化するとともに、他業種への事業転換を促進し、し尿等の処理体制の規模縮小を図るものでございます。

裏面を御覧ください。（2）改定内容でございます。業務ごとの年度別支援業務内訳につきましては、上段の表に改定前、下段の表が改定後の内訳表でございます。変更点につきましては、表の下から5段目になります燃えるごみA・缶金属類について、支援業務提供期間の考え方にに基づき、事業者の転換状況を勘案し、令和7年度まで延長するものでございます。

以上、「伊勢市合理化事業計画（第四期旧伊勢市地域分）の改定について」御説明させていただきました。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【プラスチック製品の分別回収について】

◎藤原清史委員長

次に、「プラスチック製品の分別回収について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

それでは、「プラスチック製品の分別回収について」御説明いたします。

資料2を御高覧願います。本件については、令和4年8月30日の教育民生委員協議会におきまして御協議賜り、令和5年4月から先行実施回収地区として、15自治会においてプラスチック製品の分別回収を実施いたしております。また、分別回収の状況を把握するため組成調査を実施いたしました。これは、プラスチック製品が全体の回収量に対してどれだけの割合で混入されているのかを調査したものでございます。調査結果につきましては、資料1の(3)を御高覧ください。プラスチック製品の割合は4.8%でそれほど高い割合でないことから、現在実施しているプラスチック製容器包装の回収と合わせて回収しても大きな影響がないことが分かりました。

次に、2の市全域での分別回収の実施についてでございます。先行実施回収での状況を踏まえまして、令和6年4月から市内全域で分別回収を実施したいと考えております。

(1)の対象物でございますが、ペットボトルを除いたプラスチックのみでできた製品で50センチ未満のもの、または50センチ未満に切断したものを対象といたします。次に、

(2)の排出場所でございますが、市内の各資源ステーション及び資源拠点ステーションを考えています。次に、(3)の排出方法でございますが、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせて同一の回収袋に排出いただく方法で進めてまいりたいと考えております。次に、(4)の今後の予定でございます。本日本件について御協議賜りました後、9月から12月にかけて全自治会に説明会等を実施してまいりたいと考えております。そのほか、広報の掲載や市ホームページ、SNSの発信、さらには「ごみ分別ガイドブック」の全世帯への配布など丁寧な周知に努め、令和6年4月から市内全域で実施いたします。

以上、「プラスチック製品の分別回収について」御説明いたしました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今御説明いただきましたけれども、先行実施をしておることについての報告なんですけれども、この調査、内訳を調査されたわけですが、プラスチック製品が4.8%と。容器包装が93.9%というようなことで、プラスチック全体に占める割合としてはそれほど大きくないという結果が出たわけなんですけれども、先行実施をした段階で、排出方法としては、容器包装と製品プラスチックを合わせて排出しているのか、それとも別々に排出していただいたのか、どちらなのでしょう。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

現在実施しております先行実施地区での回収でございますけれども、これは、先ほどの説明の中でも申しました今後の予定の中で進めてまいります容器包装とプラスチック製品を合わせて、オレンジ色の袋に入れて排出していただいているものを調査したものでございます。以上でございます。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そのときに、恐らくこれまでプラスチック製品そのものについては燃やすごみとして出していたわけけれども、それを新たに1つにして出したということなんですが、その点についての何らかのトラブルというか混乱とかそういうことについては、なかったんでしょうか。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

現在調査といいますか回収をしている検証の中では、我々にとって支障が伴うようなことは特段生じておりません。以上でございます。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

それで、今後の予定のところ、ごみ分別ガイドブックの配布ということが来年の2月に予定をされているわけですが、現状ごみ分別ガイドブック保存版というのが旧清掃課から出されています。そこでは、市が分別回収しているプラスチック製容器包装はプラごみだよと言われることがあるけれども、プラスチック製の商品は含まず、プラスチック製の容器包装のみとなっているというようなことで注意書きがあるわけけれども、今後それが、これプラス、プラスチック製品も含めてということになると思うんですけれども、そのような形で書き換えていくんだろうと思いますが、その点で若干配慮していただかなくちゃいけないかなというところがございすんですけれども、現在プラスチック製容器包装の食品などの容器について、ガイドブックのほうでは容器を軽くすすいでくださいとあるんですよ。軽くすすいでくださいということは、例えば油分が若干残ったりだとか、あるいは液状のもの、そういったものが残ったりとかというようなことはあると思うんですけれども、そういうときに、よく洗っても取れないものは燃えるごみへというふうに現状では書いてあるんですよ。そうしますと、新しくプラスチック製品という面じゃなくて、これまでの容器包装の問題なんだけれども、それが、これまでもきれいにならな

いものは燃えるごみに出すというふうなことにしてきたんだけど、今後その点についてももうちょっと改善をしていかないと、相変わらずプラスチックの容器包装などが燃やすごみのほうに出されてしまうんじゃないかというふうに思うんですけども、燃やすごみの中に含まれるプラスチックというのを減らしていくということが大きな課題になってくると思うので、その点について、今後どのように考えていただいていますでしょうか。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

委員仰せのとおりだというふうに私のほうも思っております。確かに我々の啓発といたしましては、プラスチックの油分、それからソースとかマヨネーズとか、そういったところの付着物というのも水で洗い流してください、拭き取ってくださいということでの啓発はしております。ただ、この法律が改定になりまして、容器包装のみならずプラスチック製品もそうなんですけれども、全てはやはり汚れがついていると、せつかく分別回収してリサイクルしようとするものがリサイクルできないというような、そんな悪循環にもなってしまうので、今後も我々としていたしましては、丁寧にそのあたりの啓発をしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今の転じて、ほかの自治体のケースを見てみますと、比較的汚れの取り方については緩やかになっているところもあるんですね。恐らく今の技術の水準でどこまで許容されるのかみたいなところも、これからそこら辺を研究していかなくちゃいけないと思うんですけども、そんなことも研究しながら、もうちょっと具体的にどこまで拭き取ればいいのかとか、若干油分はどうしても残ってしまう部分があるので、そういった面についてもどうするのかについては細かくそちらのほうでも決めていただかないと、市民の側としては、ちょっと残ったからこれは燃やすごみだということを出してしまうと、やっぱり燃やすごみの中にプラスチックの混入率が高くなってしまうということがありますので、だから、本当に容器包装のほうをどのように本気になってプラスチックごみとして回収するのかということについては、それは今後の課題になってくるんだと思いますけれども、その点について、改善の方向、今一応答弁していただいたんですけども、それについては、何か考えていただけませんかでしょうか。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

水で洗い流せばよい、拭き取ればよいというようなところのその基準といたしますのが、プラスチック容器包装自体を排出といたしますか処分をしていただいております容器包装リサイクル協会というところが示しております基準ということになってきます。これに基づきまして、全国的に啓発というのが、水で軽く流してくださいというところもあれば、きっちり拭き取って汚れをしっかりと落としてくださいというような、そんなところの話も出てきておるんやと思います。我々といたしましては、やはり先ほど申しましたリサイクルをしていくというようなところで、市民の方々にも御不便、御面倒をおかけする話にはなりませんけれども、全てはやはり限りある資源というのを循環型社会の中でリサイクルをしていかなあかんというような方針に立って、しっかりと拭き取っていただく、水で洗い流していただくというようなところの必要性というのはしっかりと伝えていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そういうようなことで市民の方々に協力をお願いすると。やはりまさに地球市民なんで、今グローバルボイリングという言葉まで言われているので、そういう中で、やはり特にプラスチックなんかについてはしっかりとリサイクルしていかななくちゃいけない。けども、そのときに今言われたような問題が起こってくるというようなこともあるので、その辺の協力を求めていく、いわゆる啓発というそういった面は非常に大事だと思うんだけど、やはりそれが、市民がごみを出しやすいような方向をどうしていくのか、それについてさらに研究を進めていかななくちゃいけないのかなと思います。よろしくお願いします。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

私もプラスチックのところちょっと気になるのが、例えばプランターなんかはどのように回収されましたか。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

プランターの御質問をいただきましたけれども、プランターも確かに排出の中の1つにございました。50センチ以内ということで、まず土の汚れを取っていただいたような形で、きれいな形で、そのままがオレンジ色の袋の中に入っていたというような、そんな状況

でございます。以上でございます。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、普通1メートルぐらいありますよね、普通のプランターは1メートル20センチかな。それを半分にのこぎりか何かで切ってあって出されたら、こういう理解でよろしいでしょうか。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

今回の検証の中では、50センチ未満の小さなプランターということもありましたので、委員仰せのように50センチ以上というような話になりますと、切断していただく、あるいは現行ですと燃えるごみで出していただく、粗大ごみで出していただくというような方法になってこようかと思えます。以上でございます。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

プランター、くどいようですけれども、60センチのやつもあるんですよね。それは、やはり割らんことにはプラスチックでは出せない。いわゆるごみに出すと、こういうことになりますよね。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

今の基準の中ではそういったことになろうかと思えます。ただ、私どもも、60センチ、少し大きい程度であるとか、それから多少金属が交ざっているとかというようなところで、せっかくのプラスチックを資源にというようなところの方針があるのに、それをまた燃えるのにしてもいかんのかなというようなところの懸念というのも持っておりますので、今後に関しましては、そこら辺の緩和策というのも引き続き広域環境組合や構成町とも協議のほうを続けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、先行実施したことで、次に全地域に行くというところで、先行実施から見えてきた課題というのは、大きくどういうところがあるんでしょうか。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

課題といいますと、特に目立ったところといいますのが、この資料中にも表記のほうをさせていただきました不適物というようなところの中で、例えばペットボトルというのが交ざっていたり、金属の混在したハンガー、そういったようなものも入れてもらってあるようなどころではありましたが、今回もその対象物としまして、プラスチック製品のみでできたものということにはなってきますので、そういったところを不適物が生じないように、そういったところをちょっと丁寧に市民の方々に周知のほうをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

今の不適物は周知で事足りることかなと思うんですが、私が心配するのは、一袋に入れるわけですね。そうすると、プランターとか、僕のイメージからいくと大きなおもちゃぐらいの大きなものが入ると、これが50センチ以下にしたところで1つか2つしか入らないと。そうすると、今度、前にも言ったことがあるんですが、場所がなんか足らるので先行実施させてほしいと、こういうことであつたので、そういう課題はなかったのかどうか。要は今後増えていったときに、袋が倍ぐらいになっておるのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

◎藤原清史委員長

ごみ減量課長。

●林ごみ減量課長

委員おっしゃるとおり、我々も当初の先行実施をする中では、そういった量的にかなり増えてくるのではないかと、そういった見込みもあつたわけなんですけれども、今回の検証では、ひとまず現行の回収の中で収まる範囲だったというところの実感を持っております。今後に関しましても、これからも組成調査といいますか実証実験の検証はしていくところでありまして、先ほど委員仰せいただいたように量が増えてきている、どんどん増えてきておるということで、袋の数、それから場所的というようなそんなところの懸念も将来的にはあり得る話やとは思いますが、実証実験の検証を重ねながら、そういったとこ

ろ、早期に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

私は、プラスチックのほうに来るのではなく、燃えるごみのほうに入っているのではないかと。先ほど楠木委員も触れましたが、やはりそこを分別していただくかといかん、そういう視点でもって周知をせないかんのと違うかなと。本来、特にプラスチック製品が4.8%だったから問題ないんやということではなく、逆に問題があるんやと。プラスチックはもっとあるんやと。それがごみに入っていつておるんやと。そこは周知が弱かったんやとか、そういう視点で物事を見ていかんと、プラスチック製品を法律に従い一緒にするわけですから、その辺を今後課題として、僕は決めつけたわけではないけれども、多分そうとは違うかなというようなことも含めて今後検討していただきたいと思います。答弁は要りません。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について】

◎藤原清史委員長

次に、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

それでは、資料3のほうを御高覧いただきたいと思います。

「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」御説明のほう申し上げます。施設類型別計画において、公民館等の集会施設は令和6年度までの第1期に譲渡することになっており、資料裏面に記載しております38施設が対象となっております。そのうち当協議会に関する施設は、社会教育課所管の村松町民会館をはじめ32施設でございます。このことから、対象となる自治会等へ計画の説明を2月から5月にかけて行いました。その際、地元のほうからは様々な御意見や御要望等をいただきましたので、その内容を考慮いたしまして、今回の基本的な方針（案）を策定させていただきましたので、御協議願いたく存じます。

最初に、「1 譲渡に当たっての基本的な考え方」でございます。（1）の市が所有す

る集会施設の建物及び土地につきましては、現行の用途を継承することを条件とした上で、自治会等へ無償で譲渡することといたしております。（２）についてでございますが、自治会等は、譲渡に当たって財産を所有できる法人格を取得していただくこととしております。

次に、「２ 建物修繕等について」でございます。（１）の譲渡に当たっての建物修繕につきましては、市において、譲渡前に施設の安全性及び機能維持に必要な修繕を実施いたします。（２）の譲渡後の建物修繕と解体につきましては、自治会が所有する施設と同様、伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱による補助金の利用が可能とします。また、解体費用についても要綱を改正し、解体費用の２分の１が補助対象となるように考えております。

次に、「３ 自治会等への譲渡が困難な場合の対応」でございます。この場合、公共施設としての用途は廃止しますが、自治会等が引き続き施設の使用を希望される場合は、管理主体変更により、建物が使用できる間は自治会等へ無償で貸し付けることができることとしております。管理主体変更に当たり、施設の安全性を確保するための修繕を市が行った上で自治会等へ貸付けを行います。その後の修繕は全て自治会等で行うこととします。

最後に、「４ 譲渡等の時期について」でございます。自治会等における譲渡等の意思決定につきましては令和６年度中を基本といたしますが、意思決定に時間を要することが見込まれる場合には、令和９年度までの最長３年間延長できることとし、その後、事務手続及び建物修繕等を完了した後に譲渡することといたしております。

下段には、参考として比較表を掲載しておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」御説明をさせていただきました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

少し聞かせてください。昨日の産業建設委員会におきましても様々な御意見があったかと思っておりますけれども、施設類型別計画、いわゆる公共施設マネジメントのまとめの中で、こういった施設が対象で、基本的な考え方はこうですよというのがこれまでも示されたかと思っております。また、先ほど御説明があったように、２月から５月の間にいろいろ説明会を接待いただいた中でこのような形で整えられたということで、そちらについては理解をしたいというふうに思います。全体的に難しいところも自治会さん等から御意見があったかと思っておりますし、当然これ建設した経緯が合併前の旧市町村のところの考え方の中で建てられたということもありますし、施設もかなり古いところもたくさんあるかと思っております。全体的にそこら辺の御意見、どのような形であったのか、もう少しお聞かせいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

今委員仰せのとおり、合併等の前の市町村の状況のほうもお話しいただいた地区のほうもございました。そのような中で、私どもといたしましては、こちらの内容については、やはり譲渡を前提としたお話のほうを、説明のほうを計画どおりさせていただきました。その際、譲渡に関する、やはりもらっていただいた後、解体というのが後々地域のほうでは問題になるので、そのあたりの補助のほうがあるのかないのかという部分で、ないという答弁をさせていただく中、そちらのほうのところをやはり検討いただいて、また説明のほうに来ていただきたいという声が多かったということで、今回のこの案をつくらせていただいた次第でございます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。解体費用2分の1といっても、中には鉄筋コンクリートで今の解体経費はかなり高騰していますので、相当な経費に、費用がかかるというところもあろうかと思えます。また、認可地縁団体を取らないかんということで、うちの自治会も、ここには関係ないですけれども、自治会長が毎年交代で、総会も年に1回しかないものですから、そういったところで、どこまで自治会の合意形成が図られるのかとか、その辺も大変これから地区によっては苦勞していただかなければいけないところもあろうかと思えます。社会教育課さんにおきましては大変たくさん施設がございますので、その辺丁寧にさせていただきたいと思いますが、もう一度その辺お答えいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

今回この案につきましては、様々な地域の御意見、御要望等を踏まえて作成させていただいた内容でございます。お認めいただきましたならば、地域のほうへこの内容を持って説明のほう、回答のほうを持ってまいりたいと、このように考えております。いずれにしても、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

この4番に、令和9年度まで最長認めていきたいと、このように書かれてあるわけですが、それから、その後事務手続に入ると、こういうことなんですが、これは逆に、完結するのはどれぐらいの、何年度をもって目標としているわけでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

まず、目標につきましては、令和6年度中早い時期という形になっておりますが、地域の中で今回意思決定の部分につきましては、先ほども少しお話もありましたが、地域での総会等で協議していく段階で、一定の時間が必要だということで、その意思決定の時間、期間を最長3年という形でさせていただいております。一番遅くなった場合、3年後の令和9年度末という形になるんですが、その後決めていただいてから、譲渡に関する修繕であったりいろんな手続等もしていきますので、イメージといたしましては、その後1年、2年という部分についてはかかるケースも出てくるのかなというふうには考えております。できる限り早く対応のほうは努めていきたいと考えております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、意思決定をした後から一、二年後と、こういうところで考えておると、こういうことですね。ありがとうございます。結構早いなかなと思って。分かりました。大変なことなんだろうなと思いますが、ぜひその辺は十分な説明をしたっていただきたいと思います。

あと、この資料に、委員長というよりは議長になるのかも分からないんですが、対象施設の一覧に、例えばここ、耐用年数か建築年数ですか、耐用年数あるいは先ほども吉岡委員がりましたが、鉄骨なんかというところが分かると、古い建物なのかな、まだ最新のものなのかなというのが分かりますので、今回の資料はいいんですが、今後また出てくるときには、建築年数なんかも入れていただけたら有り難いなと、そんなことを思いますので、ぜひ今後資料の作り込みについてはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

先ほど御質問いただきましたとおり、耐用年数並びに構造の内容等をお示しして、次回からさせていただきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

副委員長。

○辻孝記副委員長

すみません、少し前回一般質問した関係もありまして確認させてもらいたいと思います。解体費用については2分の1ということで前向きに検討されたのかなというふうに思っております。あと、土地に関してですが、土地はここに書いてあるように市所有のという形で書いてありますが、市所有のものについては譲渡先に全部名義を変更するという形になっております。ただ、以前にも質問しましたが、土地に関しましては、様々な形態があるということをお聞かせしてもらいました。その辺のところを踏まえて、この辺はもともと自分のところの土地やという自治会もあれば、市の所有にしたものだ、寄附したものだという形もあろうかというふうに思うんですが、その辺のところはどのようになっておられるのでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

今回38施設のうち12施設が市が所有する土地でございます。今副委員長仰せのとおり、その中にも、市が所有している土地でも、もともと地元のほうが市に寄附したりというようなところの経過のほうもお伺いしたりしておりますので、そちらのほうはその対応に応じて適切に、丁寧に説明をしながら、状況のほうも把握しながら対応のほう、土地の譲渡も含めて対応していきたい、このように考えております。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それと、あと施設の耐久性の問題もあろうかと思いますが、修繕を加えるという形になるんですが、修繕を加えてどこまで年数をもたそうとしているのか。ちょっとその辺のところはどういう基準を持って考えておられるのか聞きたいんですが。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

今回譲渡をいただく場合の修繕につきましては、今回機能維持というところの部分、将来譲渡いただいた後、一定期間公民館施設として使っていただくことを条件としておりま

すので、そちらの内容に沿った修繕のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。そうすると、その修繕をするのは、耐用年数等を加味して、その間もつような形の修繕をするという理解でよろしいのでしょうか。

◎藤原清史委員長
教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

当然耐用年数等も考慮しながらさせていただきなきゃいけないというふうに考えておりますが、少し前になるんですが、令和元年度に建物の基礎調査というものをさせていただきました。その中では、調査の結果のほうを私どものほう持っておりますので、そちらのほうを参考にしながら修繕の内容のほうは決定していきたいと、このように考えております。

◎藤原清史委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。参考にはするんでしょうけれども、当然年数がたっておりますので、多分当時地元からは要望があって、ここも直してほしい、あれも直してほしいということが多分あったかというふうに思います。そういったものも加味されていくのか、全然あくまでも機能維持だけのことを考えていくのか、その辺のところはどうなのでしょう。

◎藤原清史委員長
教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

今回建物等の部分ということで基本的には地元のほうと話をさせていただきます。実際に今後地域に譲渡を受けていただくという御判断をされたところについては、この部分まで直してくださいというような話も出てくることも想定されておりますので、そちらの内容については、また今回の部分とは違う部分につきましては、別途話をさせていただきますながら、ちょっと内容も伺いながら対応していきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

あと、譲渡する、しないも含めてですが、実際先々、先ほども議論がありましたが、解体する費用というのがどのぐらいかかるかというのが様々、一番課題になっているのかなというふうに思います。譲渡を受けない場合ですと市が解体することになりますし、譲渡を受けると自治会のほうが2分の1を負担するという格好になります。その差が当然あるかというふうに思いますし、せめて相場でいいんですが、地元、地域に行かれるときには、解体費用は大体これぐらいですよ。鉄筋の場合はこれぐらい、鉄骨の場合これぐらい、ほかの場合こんなものですよということをちょっとお示しいただきながら、地域が判断しやすい資料を持って説明に行っていたらいいと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

◎藤原清史委員長
教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

構造物によって、先ほども話がございました鉄筋コンクリートでしたら平米当たり幾らというようなものもインターネット等でお出しておりますので、そちらのほう、それ掛ける延べ床面積というのでおおむね解体費用については算出できるというようなことも伺っておりますので、そちらのほう、地域には、おおむねという形にはなりますけれども、説明のほうに加えていきたい、このように考えております。

◎藤原清史委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

よろしく申し上げます。丁寧な説明をしていただいて、ちょっと大変だと思いますが、頑張ってください。以上です。

◎藤原清史委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について】

◎藤原清史委員長

次に、「第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について」を御協議願います。当局から説明をお願いいたします。

企画調整課長。

●中内企画調整課長

まず、御説明に入らせていただく前に、資料の訂正をお願いいたします。

資料4、モニタリング指標を御覧ください。NO.16、「伊勢市に自分のまちとしての愛着、魅力を感じていると思う割合」でございますが、令和4年度の数値を76.5%と記載しておりますところ、83.3%に修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、「第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について」御説明申し上げます。

お手元の資料4-1を御覧ください。本件につきましては、令和4年7月に策定しました中期基本計画について、計画期間の初年度であります令和4年度が終了したことから、その進捗状況等について御説明申し上げるものです。

進行管理の目的につきましては、「1 目的」に記載のとおり、毎年度各施策における課題解決の状況や社会環境等の変化、事業や取組の進捗状況、効果等の整理・評価を行うことで、最適な事業の立案や見直し等を図りながら計画を推進することとしております。

次に、進行管理の概要でございます。「2 概要」に記載のとおり、(1)分野横断課題としております8つの課題、また、(2)分野別計画における8つの分野について、令和4年度の進捗状況等を整理・評価し、それを踏まえた今後の方向性を整理しております。

いずれにおきましても、個々具体の取組等の評価ではなく、課題や施策を単位として、その概況や方向性について整理をしております。

裏面を御覧ください。(3)モニタリング指標につきましては、施策等を検討するに当たっての基礎資料として設定したもので、令和4年度の数値を整理しております。

次に、各資料の見方について御説明申し上げます。資料4-2、分野横断課題の状況の1ページを御覧ください。基本計画に掲げる分野横断課題ごとにシートを作成しております。上段の現況・課題及び中段の取組方針につきましては、中期基本計画に記載している内容でございます。下段の主な取組・成果及び今後の取組の方向性につきましては、課題に対する令和4年度の主要な取組実績や令和4年度の取組・成果を踏まえた今後の方向性を記載しております。

次に、資料4-3、分野別計画の状況を御覧ください。基本計画に掲げる教育、環境、医療・健康・福祉などの8つの政策分野ごとにシートを作成しております。中段の四角、施策評価では、施策ごとに令和4年度の進捗状況についてA、B、Cの3段階で評価を行い、その右側におきまして、評価の根拠となる令和4年度の主な取組・成果を、またさらに、右側には今後の取組の方向性を記載しております。中下段にございます四角、目標指標の進捗状況では、中期基本計画で定めた指標の令和4年度の実績値を記載し、それに基づき、進捗状況をA、B、Cの3段階で評価しております。さらに、その右側に、進捗状況に対する説明において数値が増減した要因等について記載しておるところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページの評価一覧表を御覧ください。①で、施策と目

標指標それぞれの評価の分布をまとめております。表の右側の指標評価の列を御覧ください。目標指標につきましては、Aが54.9%、Bが17.6%となっており、約7割が達成・改善となっている一方、Cが27.5%となっており、改善が進まなかったものもございました。また、表の左側の施策評価の列を御覧ください。施策につきましては、Aが38.2%、Bが52.9%と評価しており、全体の約9割が「進んだ」または「おおむね進んだ」と評価しておるところでございます。

資料4-4、モニタリング指標を御覧ください。先ほども説明いたしましたとおり、施策等を検討するに当たっての基礎資料とするものでございますので、本日の協議におきましても御参考としていただければと存じます。

最後に、資料4-1の裏面にお戻りください。各所管別対象箇所を御覧ください。各資料につきまして各常任委員会及び協議会の所管を整理した表でございますので、御参照いただければと存じます。

以上、「第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について」御説明申し上げます。何とぞ御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢やすらぎ公園について】

◎藤原清史委員長

続いて報告案件に入ります。

「伊勢やすらぎ公園について」当局から報告をお願いいたします。

環境課長。

●山本環境課長

それでは、「伊勢やすらぎ公園について」御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。本件につきましては、本年6月6日に開催されました教育民生委員協議会におきまして御説明しました伊勢やすらぎ公園について、その後の経過を報告するものでございます。

「1 伊勢やすらぎ公園の開設経過」でございます。伊勢やすらぎ公園は、市が墓地行政を推進する1つの手法として、墓地の造成、経営管理等を目的に財団法人伊勢市霊園公社を設立し、昭和48年に開設いたしました。霊園公社は、その後、長期債務の返済等を経て令和5年4月に公益財団法人へ移行し、現在も伊勢やすらぎ公園の墓地を経営、管理しております。

「2 伊勢やすらぎ公園のあり方」でございます。伊勢やすらぎ公園は墓地公園として整備されたもので、墓地の経営主体は、地方公共団体が原則、それにより難しい場合は公益

法人または宗教法人に限るとされております。本来なら、市が市営墓地として整備し、管理運営すべき施設であると考えます。現状では、墓地以外の緑地や道路等本来市が管理すべき施設を霊園公社が所有しており、今後も安定的・継続的な墓地経営を行っていくには、広大な公園敷地の管理区分の見直しが課題となっております。このため、関係部署と協議・検討を行った結果、伊勢やすらぎ公園の管理については、墓地と都市公園としての墓園に区分し直し、墓地は霊園公社が管理し、墓園は都市公園として市が適切に管理していきたいと考えております。

「3 伊勢やすらぎ公園の管理区分」についてでございます。以上のようなことを踏まえ、(1)として、墓地の部分は、土地所有者である伊勢市霊園公社及び宗教法人祖霊社が引き続き管理することとします。(2)墓地以外の伊勢市霊園公社が所有する施設は、伊勢市霊園公社が土地を所有したまま市が都市公園区域として管理することとします。(3)としまして、市が所有する施設は引き続き市が管理をしていきます。

「4 今後のスケジュール」でございます。本日の御報告の後、霊園公社と市が伊勢やすらぎ公園に関する管理協定の締結を行い、都市公園条例を改正し、本年度末までには伊勢やすらぎ公園を都市公園として供用開始したいと考えております。市としましては、今後も霊園公社の運営方法等の見直しについて助言等を行い、墓地行政の推進と適切な公園管理を図ってまいりたいと考えております。

なお、資料裏面に伊勢やすらぎ公園の管理区分の地図を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上、「伊勢やすらぎ公園について」御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

◎藤原清史委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎藤原清史委員長

次に、「所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について例年報告を受けております。昨年度は11月22日に実施し、6事業について報告をいただきました。過去の選定事業については、資料6-1、年度別選定事業表のとおりです。今年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することといたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら、9月5日火曜日までに正副委員長または事務局の担当書記へ御連絡をお願いしたいと思います。参考として、資料6-2、令和5年度歳出予算款別説明表を配付させていただいております。委員から希望された事業等正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思います。併せて、閉会中の継続調査の申出も決定したいと思います。

この件につきまして、皆様から何か御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましては5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後0時09分